

環保第1622号
平成25年7月8日

大阪府環境審議会
会長 奥野 武俊 様

大阪府知事 松井 一郎



平成26年度公共用水域及び地下水の
水質測定計画について（諮問）

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第1項の規定に基づき平成26年度における公共用水域及び地下水の水質測定計画を作成するにあたり、同法第21条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(説明)

公共用水域における水質測定は、環境基準項目や要監視項目等の追加、類型指定水域の拡大等に伴い、測定対象項目や測定地点の追加、測定回数の増加が行われてきました。

一方で、国・府・水質汚濁防止法政令市とともに、限られた行政資源の中で、より効率的・効果的な測定が求められてきたことから、大阪府では平成16年度及び平成20年度に、国から示された事務処理基準等の通知に基づき、府域の水質の状況を踏まえた測定の効率化・重点化の考え方を整理したところです。

しかしながら、排水規制の強化や産業構造の変化、土地利用の変化等により、水質のみならず、一部の河川では水量が大きく減少するなどの変化が生じているとともに、近年、新たな項目の追加が相次いでいることから、今後の公共用水域の水質測定を効率的かつ効果的に継続していくためには、更なる効率化等の考え方を検討し、測定計画を作成することが必要となっています。

このため、平成26年度の測定計画を作成するにあたり、公共用水域における更なる効率化等の考え方を踏まえた測定計画について、貴審議会の意見を求めるものです。